



# 新型コロナウイルス感染症の影響による減免申請の受け付けを開始します

税務課市民税係 ☎0824-73-1146

新型コロナウイルス感染症(以下、感染症)の影響により次の要件のいずれかに該当する人は、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料が減免されます。

## 要件①

感染症により、主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯  
⇒保険税(料)が**全額減免**されます。

## 要件②

感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯(★)の人  
⇒保険税(料)の**全部または一部が減免**されます。減額の場合、前年の合計所得金額により割合が異なります。

★保険税(料)が減免される具体的な要件【(1)(2)いずれにも該当すること】

- (1) 世帯の主たる生計維持者の、事業収入、不動産収入、給与収入、山林収入のいずれかが、前年に比べて、年間で10分の3以上減少する見込みであること。
- (2) (1)の4つの収入のうち、減少が見込まれるもの以外の、前年の所得の合計額が400万円以下であること。  
(例:令和3年に、給与収入が令和2年と比べて10分の3以上減少する見込みの場合、令和2年の事業・不動産・山林の所得と、雑所得、分離所得、一時所得などの合計額が、400万円以下であれば(2)に該当)

※国民健康保険税と後期高齢者医療保険料は、主たる生計維持者の前年の合計所得金額が、1,000万円を超える場合、減免を受けることはできません。

※国民健康保険税は、「非自発的失業者の軽減」の適用を受けることができる場合、原則、減免を受けることはできません。

※減免決定後、収入状況が改善したことが明らかな場合は、減免の全部または一部を取り消すことがあります。

## 減免の対象となる保険税(料)

令和3年度分の保険税(料)のうち、令和3年度中に納期限(年金特別徴収の場合は年金支給日)が設定されているもの。

ただし、令和2年度相当分の保険税(料)についても、令和2年度末に資格を取得したことで、令和3年度中に普通徴収の納期限が到来するものは、減免の対象とします。

## 必要な書類

上記の要件を満たす対象世帯のうち

要件①に該当する世帯→医師による診断書または死亡診断書

要件②に該当する世帯→主たる生計維持者の給与支払明細または帳簿の写しなど、事業収入などの減少が確認できる書類(帳簿の写しなど)

※要件①②とも来庁者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)を持参してください。

## 申請期間

○介護保険料 → 令和4年3月31日(木)まで

○国民健康保険税、後期高齢者医療保険料 → 7月15日(木)～令和4年3月31日(木)

## 受け付け・問い合わせ

税務課市民税係 ☎0824-73-1146 または各支所地域振興室・市民生活室

## 7月は、

固定資産税2期、国民健康保険税1期、介護保険料2期、後期高齢者医療保険料1期 の納付月です。【納期限 8月2日(月)】

●「口座振替」にしている人は、納期限の前日までに残高確認をお願いします。

●納付で困っていることがあれば、収納課収納係(☎0824-73-1511)または各支所市民生活係にご相談ください。